

「提言」の補強

平成 25 年 10 月 4 日

全国仮設安全事業協同組合
理事長 小野 辰雄

目的－労働災害撲滅道程の帰結

墜落・転落災害等労働災害の撲滅のために為すべきことは、ハード・ソフト両面の防止措置を講じることであり、そのためには安全経費及び労災保険料を別枠計上し、確実に行き渡るよう実施することに帰結する。

【「国家の社会問題」として解決すべき背景】

- ・ 建設業における死亡災害は著しい。建設業就業者数 10 万人当たりの死亡災害は、建設業を除く全産業就業者数 10 万人当たりの死亡災害の 10 倍。
- ・ 墜落・転落による死亡災害は建設死亡災害の 40%を占め、年間 200 人以上となっている。

【第 12 次労働災害防止計画(平成 25 年 2 月 25 日)】

- ・ 第 12 次労働災害防止計画（以下、「12 次防」という。）は、労働者の安全に係わる問題は「全国民的課題」と位置づけ、究極の目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、「建設業では「墜落・転落災害」に着目した対策を講じる」としている。
- ・ 具体的には「足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、・・・屋根等からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法を開発し、普及させる」としている。（しかし、この「機材・手法」については既に JIS で多くが定められている。）また、12 次防でも、JIS を引用し、迅速な対応を図る必要があるとしている。

- ・ 12 次防は私達の「提言」そのものであり、「足場からの墜落・転落災害防止対策」における手すり先行工法等の「より安全な措置」が迅速に法制化され、かつ、「墜落・転落災害」は足場からのみならず、全般が対象とされなければならない。

【提言 1「墜落災害ゼロを目指す 3 つの絶対的対策の制度化」の補足】

- ・ 「手すり先行工法」→あくまでも、枠組足場、くさび緊結式足場等の「自立型組立足場」のみに適用。ランダムに使用する単管足場、屋根や法の斜面、はしご・脚立・作業台・うま足場等、また、つり足場・張出し足場等及び高所作業車・ゴンドラ等の機械式足場については適用外。
- ・ 「第三者による点検」→「第三者」とは、国土交通省の重点対策にあるとおり、「足場の組立て作業を行った者以外の者」をいう。

また、12 次防は外部専門機関の活用を提言している。

- ・ 「建築基準法」→国土交通省は、同法第 1 条（目的）及び第 90 条（工事現場の危害の防止）に基づき、墜落災害の起因となっている最も重要な工事用の工作物である足場や支保工の倒壊等についても防止措置を政令で規定すべき。
- ・ 「JIS」→国土交通省は、既に、JIS A8972（斜面・法面工事用仮設設備）は土木工事共通仕様書に、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）は公共住宅建設工事共通仕様書及び建築工事安全施工技術指針に入れている。民間工事もこれに見習い、安衛則に規定すべき。

【提言 2「安全経費と労災保険料の別枠計上等」の補足】

- ・ 「安全経費」→12 次防は「安全のためのコストは必要不可欠」と位置づけるとともに、関係請負人にその経費が確実に渡るよう発注者に要請している。
また、安全経費については建災防が厚生労働者から調査を受託し、その内容が報告されている。
- ・ 「一人親方問題の解決」→一人親方の 54 万人は労災に加入できず、苦しんでいる。別枠計上により一人親方は労働者とみなされ、救済されることになり、一人親方問題は解決される。
- ・ 「建設業法」→国土交通省は、同法第 19 条の 3（不当に低い請負代金の禁止）に基づき、低価格受注の放置による労働災害の惹起を防

止するとともに、請負人を保護することとしている。

【提言 3「民間人を活用した監視員制度の導入」の補足】

- ・ 参考になる事例として、道路交通法による放置車両確認事務を行う「駐車監視員制度」がある。

【「その他の重要課題」の①安衛則第 518 条第 2 項は「技術的に困難」な場合に限定すべき、の補足】

- ・ 「技術的に困難」な場合→橋梁等の裏面の点検、ビルのガラス清掃、屋根の軽微な補修といったロープワークによる「点的・線的な軽作業」に限定すべき。その場合、防護柵や安全ネット等の墜落防止措置を講ずべき。

【「その他の重要課題」の②高さ規制の補足】

- ・ 「高さ 2m」→2m 以上に焦点を当てているが、2m 未満も解決すべき。何故なら、2m 未満の墜落死傷災害は 40%を超えている。
そのため、はしご、脚立、作業台等の使用に当たっては、2m 未満のものも含め、安衛則に定める使用基準を遵守させなければならない。
- ・ 「高さ 5m」→5m 未満の足場の組立等については足場の組立て等作業主任者は不要としているが、5m 未満の墜落災害は全体の 70%を占めていることを考えると、この規定は不合理である。
- ・ 「高さ 10m」→10m 以上の足場であっても組立から解体までが 60 日未満の足場は届出が不要としているが、特に近年はメンテナンスの時代に入っていることを考えると、この規定は不合理であり、届出の対象とすべきである。

【「その他の重要課題」の③一側足場の補足】

- ・ 建対室の追加資料によれば、一側足場からの墜落・転落死傷災害は全体の 21.2%となっている。これは二側足場の設置が可能であるにも拘らず、安易に安衛則の規制を逃れんがため一側足場を使用したことから発生したものである。よって、躯体からのスペースが 1m 未満に限って一側足場の使用を認めるなどの使用規定を制度化すべきである。

【アクセスの安全活動の実績】

- ・ 仮設安全監理者の資格取得者：7,000 人超であり、しかも、大半は組合員以外の建設事業者である。

- ・ 仮設安全監理者による第三者点検の実施件数：累計で 86,000 件超。改善依頼の結果、死亡災害はゼロ。
- ・ 建設の安全に関する研修会：累計で 800 回超、受講者 6 万人超。

『「提言」の補強」説明資料』			全国仮設安全事業協同組合	資料 4－2
平成25年10月4日				
提言	現行法制と労働災害の現状等	第12次労働災害防止計画 (平成25年2月25日)	参 考 事 項	
表題 「国家の社会問題」としての建設現場における墜落災害撲滅に関する制度改正について 序文 建設職人は、一人親方等も含め、年間200人以上も墜落災害によって死亡しています。まさしく建設現場は今なお人命に関する究極の格差社会として取り残されており、これは足場議連のいう「国家の社会問題」と言わざるを得ません。 本組合は、平成12年の設立以来、建設職人の「安全」の確保を第一に、その処遇改善の向上を目指し活動を展開しているところであります。 この度、日本建設業連合会において技能労働者の処遇改善推進要綱が発表されました。その内容は大変画期的なものであり、高く評価するものですが、建設技能労働者にとって最も大きな関心事である作業環境の「安全確保」については、明示されておりません。 以下、本組合として、足場議連のいう「国家の社会問題」である建設現場における労働死亡災害の40%を占める墜落災害を撲滅するため、早急なる制度改正を求め、意見を付し、提言を行うものであります。	・建設業における死亡災害は全産業(建設業を除く)の約10倍(別紙A「平成23年における就業・死亡災害発生状況」) (別紙C「全国仮設安全事業協同組合の安全活動実績」) ・平成24年度までに、7,216人(組合員の所属者:2,546人、組合員以外の建設業者の所属者:4,760人)が仮設安全監理者の資格を取得している。 ・これらの仮設安全監理者は、86,240現場の足場の点検を行い、15.7%の現場に対して改善を依頼した結果、点検実施現場における死亡災害はゼロである。	〈サブタイトル〉 誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現する 〈はじめに：第12次労働災害防止計画のP1、以下同じ。〉 人の生命と健康はかけがえのないものであり、<u>どのような社会であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない</u> 〈4の(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進：P21〉 労働者の安全や健康にかかわる問題(家族も含めれば<u>全国民的課題</u>)であるにもかかわらず、・・・	①「建設現場における墜落災害撲滅・安全足場設置推進議員連盟」 (足場議連) ・平成25年5月22日設立 ・会員数(10月2日現在) 衆:61名・参:27名 合計88名 最高顧問 高村正彦 顧問 大島理森、二階俊博、山東昭子 会長 上杉光弘 副会長 中曽根弘文 幹事長 武見敬三 事務局長 櫻田義孝 事務局次長 武田良太 (別紙B「建設現場で働く事業主及びそのご家族の皆様へ」) ②(一社) 日本建設業連合会 平成25年7月18日、技能労働者の処遇改善推進に向けて「労務賃金改善等推進要綱」を策定	
一 墜落災害の実態とその問題点 ① 建設現場の作業環境は官民格差が大である。 ・国土交通省の直轄工事では、以下の「墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策」が義務化、あるいは重点対策化されており、これらの措置が遵守された現場からは1件の墜落死亡事故も発生していない。 【墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策】 ① 2m以上の高所作業においては「最初から安全帯ありき」ではなく、必ず足場を設置すること。 ② 足場の全層に手すり先行工法による二段手すりと幅木を設置すること。 ③ 仮設安全監理者等の十分な知識・経験を有する第三者によるチェックリストに基づく足場の安全点検を実施すること。 ・一方、民間工事では、「墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策」が義務化されていないため、多数の墜落災害発生を要因となっており、官民格差が生じている。 ② 墜落災害を含む災害は小規模な事業場(企業)に集中。300人以上の事業場(企業)では死亡災害はゼロである。 ・労働者の死傷者数を事業場(企業)規模別にみると、30人未満が全体の約90%を占めており、一方、300人以上の元請大企業では死亡災害はゼロである(資料1)。 ・重層下請構造の下にある小規模な企業の労働者や一人親方等が災害の発生しやすい作業環境の下で働かされていることが分かる。 ③ 一人親方等の墜落災害は政府のどこも把握していない。 ・重層下請構造の最末端にいる一人親方等について、国として墜落災害の実態を全く把握していない。 本組合の推計では、平成23年の一人親方等の墜落死亡災害は68人に上る。	関連条文:安衛則第518条(作業床の設置等)第1項 関連条文:安衛則第563条関係(作業床) 部長通達による「より安全な措置」の制度化 関連条文:安衛則第567条関係(点検) 「第三者」とは、 「足場の組立を行った者以外の十分な知識と経験を有する者」を意味している。 (資料1「平成23年(1月～12月)建設業の事業場規模別労働災害発生状況」) (別紙A「平成23年における就業・死亡災害発生状況」)		国土交通省：「共通仕様書」及び建設工事事務事故防止重点対策等土木関係 ○ 国土交通省土木工事共通仕様書(平成25年度版) 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 3-2-10-23 足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとし、<u>足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</u> ○ 平成25年度における建設工事事務事故防止のための重点対策の実施について(大臣官房技術調査課長) I 発注者が実施する対策(略) II 関係業団体が実施する事項 1～2(略) 3. 足場からの墜落事故防止重点対策 ・足場(足場の機能を有する支保工を含む。以下同じ。)の施工にあたり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(厚生労働省平成24年2月)(以下「要綱」と言う。))及び「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置すること、足場の安全確認に関する看板を設置すること、及び必要な点検を行うことを安全協議会等において働きかけるとともに、必要に応じその点検結果の確認等を行う。 ・足場の組立完了時等の点検においては、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、<u>当該足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行うことを安全協議会等</u>に働きかける。 十分な知識と経験を有する者とは、「足場等の安全点検の確実な実施について(厚生労働省平成24年4月)」に示された以下の者が含まれることに留意されたい。 1.足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法(以下「法」という。)第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2.法第81条に規定する労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者 3.全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1又は2に掲げる者と同等の知識・経験を有する者 営繕関係、住宅関係についても、「仕様書」、「重点対策」の中で同様の取扱いが示されている。	

提 言	現行法制と労働災害の現状等	第12次労働災害防止計画 (平成25年2月25日)	参 考 事 項
二 平成21年度～23年度の「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書」から分かった指摘点 ① これまでの検討会の検証・評価の視点は「手すり先行工法」の絶対的効果の実態を直視していない。 ・検討会は、「手すり先行工法」の絶対的効果の実態を直視せず、墜落災害を防止するためには「安衛則に基づく措置」を徹底しさえすればそれで十分と結論付けてきた。 ・しかし、 ①「建設業における足場からの墜落・転落災害の発生状況」（資料2）を経年で見ても明らかなように、「安衛則に基づく措置」にいくら力点を置いても足場からの墜落災害は一向に減少していない。 ②「「安衛則適用の場合」と「手すり先行工法適用の場合」における災害発生率の比較」（資料3）で明らかなように、例えば平成23年度を例にとつて、「手すり先行工法」を適用した場合と「安衛則」を適用した場合とで災害発生率を比較してみたとき、前者は後者の58分の1となることが分かる。また、全ての現場に手すり先行工法を適用したと仮定した場合、平成23年度の足場からの墜落労働災害件数は422人から11人に激減し、38分の1になることが分かる。如何に「手すり先行工法」の効果が絶対的であるかは歴然としている。なお、「手すり先行工法」のうち、「手すり据置き方式」と「手すり先行専用方式」は、結果として安衛則に定める通常作業時の措置をも満たすこととなるため、組立・解体時のみならず通常作業時における墜落災害防止にも効果が高いことは歴然としている。 ③「組立・解体時において足場の最上層からの墜落・転落災害発生状況」（資料4）で明らかなように、墜落防止措置を全く実施していない事案が全体の約80%であり、組立・解体時における現行安衛則では対応できないことが分かる。 これは、安全帯を取り付ける部位がないからである。 一方、「手すり先行工法」を実施すれば問題は一挙に解決する。 ④「「組立・変更後点検」と「第三者点検」の実施状況」（資料5）で明らかなように、組立・変更後点検の実施率が80%超といいながら第三者点検が1%前後であることから、結果として墜落災害が防止できていないことは、的確な点検を担保する第三者点検が如何に重要かを物語っている。 ②求められるべきは「墜落防止のための十分な効果を有する措置」である。 ・墜落災害を防止するためには、「安衛則に基づく措置」を徹底しさえすればそれで十分とは言えないことが分かった。 求められるべきは「墜落防止のための十分な効果を有する措置」である。それは、国土交通省が義務化し、あるいは重点対策化している「墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策」に他ならない。	(資料2「建設業における足場からの墜落・転落災害の発生状況」) (資料3「「安衛則適用の場合」と「手すり先行工法適用の場合」における災害発生率の比較」) (資料4「組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害発生状況」) (資料5「組立・変更後点検」と「第三者点検」の実施状況」)		

提 言	現行法制と労働災害の現状等	第12次労働災害防止計画 (平成25年2月25日)	参 考 事 項
提言1 「 墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策 」を 制度化し、官民格差をなくす。 (問題点①への対応策) - 墜落災害を撲滅するためには、安全な作業環境は労働者保護を旨とする労働法の立場から最低限の基準であり、それは強制力によって遵守されるようにすべきであり、「墜落防止のための十分な効果を有する措置」である「墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策」の制度化は絶対に実現すべきである。 - これらの3つの対策を安衛則改正によって義務化するならば、建設現場の作業環境の官民格差は解消される。	「 手すり先行工法 」の適用となる足場の考え方 「手すり先行工法」は、あくまでも、わく組み足場、くさび堅結式足場等の自立型組立足場についてのみ適用するものであり、ランダムに使用する単管足場、屋根や法の斜面、はしご・脚立・作業台・うま足場等、つり足場・張出し足場、及び高所作業車・ゴンドラ等の機械式足場等は適用外である。 建築基準法について 建築基準法第90条では、「工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置」は政令で定めることとされているが建築基準法施行令において、施工上の重要な工作物であり、多発する墜落災害の起因物である足場や支保工の倒壊に関する事項が定められていない。 については、第1条に照らし、最も重要な工事用の工作物である足場や支保工の倒壊等についてもその防止措置を政令で規定すべきである。 (第1条：目的) この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (第90条：工事現場の危害の防止) 建築物の建築、修繕、模様替又は除去のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。	〈4の（1）のアの（イ）の①建設業対策：P12〉 ・足場からの墜落・転落災害防止対策の推進 ・屋根等からの墜落防止のための機材・手法の開発⇒ 〈1の（2）計画の目標：P1〉 社会の究極的な目標である「 <u>労働災害をゼロにすること</u> 」の実現に向け・・・ 〈4の（2）の③安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用：P21〉 企業で安全衛生を担ってきた人材や労働安全・衛生コンサルタントを含む、安全衛生に関する専門人材を集約化し、企業の安全衛生管理責任を側面支援する 外部専門機関として育成するとともに、事業者が自らの事業者としての責任を果たす上で、外部専門機関を利用しやすい制度・環境の整備 を図る	「 JISA8971（屋根工事用足場及び施工方法） 」及び「 JISA8972（斜面・法面工事用仮設設備） 」が既に制定されている。 土木学会における最近の動向 工事の安全性を向上させるためには、 <u>施行前に第三者が安全性を審査すること</u> が必要との観点から、設計・施行段階で安全をチェックする「安全衛生調整者」を置く新たな枠組みの検討を始めている。
提言2 官民の発注者の責任において安全経費と労災保険料を別枠計上するよう義務付け、受注者である元請の責任において安全経費が数次の全ての下請に的確に反映されるよう義務付けるとともに、災害補償については元請が一括して補償の責任を負い、下請として働く労働者はもとより、一人親方であっても労働者として扱い、同等の補償が受けられるよう義務付け、制度化すべき (問題点②及び③への対応策) - 重層下請構造の下にある建設業において墜落災害を撲滅するためには、必要な安全経費が下請の段階で確保されていなければならない。また、万一、災害が発生した場合、下請として働く労働者はもとより、一人親方でも災害補償を受けられるようにすべきである。 - 上記のように安全経費と災害補償が明朗になることによって、間違いなく下請へのしわ寄せはなくなり、元請が全ての労災処理をすることになるので、下請で働く労働者はもとより、一人親方でも全面的に災害補償を受けられることになる。 - また、発注者において別枠計上することは、必要な経費が競争入札によって削減されるようなことがなくなるばかりでなく、受注に 当たって競争条件が平等となり、「公正な競争」が担保されるという労働法上の大変重要な効果を生むことになる。 上記のように、発注者と受注者が安全と災害補償について全面的に責任を負うよう義務化されたならば、国民全体に安全意識が強くなり、下請で働く労働者や一人親方は安全 な作業環境で働けるばかりでなく、万一の災害補償について心配することがなくなり、結果として我が国に「建設労働安全社会」が構築されることになる。正に、お互い、ウィン、ウインの関係になる。また、このことは建設職人の「地位」と「名誉」と「所得」の向上の一翼を担うことになる。	(安衛法第3条第3項：事業者等の責務) 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうそののある条件を附さないように配慮しなければならない。 (注文者等が配慮すべき事項として「 <u>工事の積算において安全衛生を確保するために十分な経費を見込むこと</u> 」が含まれる。・・・逐条解説より) (建設業法第19条の3：不当に低い請負代金の禁止) 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。 (低価格受注が放置されれば、請負人をして工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段、期間等の採用を強いることとなり、手抜き工事、不良工事等の原因となり、ひいては公衆災害、労働災害を惹起する結果となることもあることから、請負人がこのような低価格受注を強いられることを排除し請負人を保護するとともに、公共的性格を有する建設工事の適正な施工を確保しようというのが本条の趣旨である。なお、「通常必要と認められる原価」とは、具体的には標準的な歩掛り、単価、材料費及び直接経費を基礎とした直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費並びに一般管理費を合計して求める方法等により算定される。・・・逐条解説より) 一人親方問題の解決 発注者の責任において別枠計上された労災保険料を基にして、元請が一括して労災補償の責任を負い、下請として働く労働者はもとより、一人親方であっても労働者として扱い、同等の補償が受けられるよう制度化されれば、特別加入ができずに苦しんでいる 54万人 (別紙A)もの一人親方が救済されることとなり、一人親方をめぐる労災補償問題は解決される。	〈1の（1）計画が目指す社会：P1〉 誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体だけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、 <u>安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動をとるような社会にしていかなければならない</u> 〈4の（1）のアの（イ）の①のbの（a） 建設工事発注者に対する要請：P12 〉 <u>建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応する。</u> また、官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。 〈4の（5）の①発注者等による安全衛生への取組強化：P24〉 建設工事発注者に対する要請として上記を再掲	①安全経費の確保 (建設業労働災害防止協会の「建設工事における注文者対策に関する調査研究:厚生労働省委託事業」報告書(平成20年12月)より) 【調査研究の目的:P1】 厚生労働省は、建設業における労働災害を更に減少させるためには 建設工事発注者による安全衛生対策経費(安全経費)の確保を・・・促進する必要があると考えている。 【今後の課題:P14～】 公共工事 価格競争の激化により、低価格入札が見受けられ、また、労働災害防止に関する費用を「安全経費」として別立てで計上している発注機関は今回のアンケート調査を実施した地方公共団体の中にはなかったこと等から、全体の工事額が減少するのに伴い「 <u>安全経費</u> 」の縮小が懸念される。 特に必要な安全措置 については、 <u>これが仕様書に明記され、要する経費が確保される必要があると思われる。</u> 民間工事 建設不況等によりますます 安値受注や価格競争が激化 していることと思われ、請負額の減少に伴い「 <u>安全経費</u> 」の縮小が懸念される。特に、今回ヒアリング調査を実施した以外の中小零細建設企業においてはさらに厳しい状況が予想され、建設事業者がしっかりした安全に対する認識を持たないと、近い将来今まで維持してきた 労働災害減少傾向に歯止めがかかる怖れ がある。 安全経費の内容：P7 (別紙D「3安全経費について」) ②外国の状況 (平成18年建災防・EU建設業安全衛生調査団の大島団長談。平成19年3月7日付け建設通信新聞より) イタリアでは発注者も安全責任があるとされ、安全経費が別枠計上されている。ダンピング(過度な安値受注)が多発しているわが国では、 <u>安全経費まで価格競争に飲み込まれかねない</u> わけで、別枠計上を検討する段階にある。

平成 23 年における就業死亡災害発生状況

	就業者数	死亡災害	内、墜落死亡災害
全産業就業者数	: 6,270 万人	1,024 人	278 人
建設業を除く全産業就業者数	: 5,767 万人	530 人	56 人
建設業就業者数	: 503 万人	494 人	222 人
内、労働者	: 412 万人	342 人	154 人
内、一人親方等	: 91 万人	152 人	68 人
内、特別労災加入者	: 37 万人	62 人	28 人
内、特別労災未加入者	: 54 万人	90 人	40 人

(注)「太字」は国発表の統計数値。「細字」は国発表の統計数値に基づいた推計値。

①「全産業就業者数」から「一人親方等」までの「就業者数」は、平成 24 年「労働力統計」(総務省)の数値。

②「全産業就業者数」並びに「労働者」の「死亡災害(1,024 人、342 人)」及び「墜落死亡災害(278 人、154 人)」は厚生労働省の数値。

③「特別労災加入者」の「就業者数(37 万人)」及び「死亡災害(62 人)」並びに「特別労災未加入者」の「就業者数(54 万人)」は厚生労働省の数値。

④ 細字の数値の推計方法

- ・ 「一人親方等」の「死亡災害(152 人)」= (62 人/37 万人) × 91 万人
- ・ 「一人親方等」の「墜落死亡災害(68 人)」= (154 人/342 人) × 152 人
- ・ 「特別労災加入者」の「墜落死亡災害(28 人)」= (154 人/342 人) × 62 人

<10 万人当り>

全産業就業者 10 万人当りの死亡災害	: 1.6 人(a)
建設業を除く全産業就業者数 10 万人当りの死亡災害	: 0.9 人(b)
建設業就業者数 10 万人当りの死亡災害	: 9.8 人(c)
うち、労働者数 10 万人当りの死亡災害	: 8.3 人(d)
うち、一人親方等 10 万人当りの死亡災害	: 16.7 人(e)

<比較>

建設業と全産業(建設業を除く)の死亡災害比較	: (c)/(b)≒10 倍
建設労働者と全産業(建設業を除く)の死亡災害比較	: (d)/(b)≒9 倍
建設一人親方等と全産業(建設業を除く)の死亡災害比較	: (e)/(b)≒18 倍
建設労働者と建設一人親方等の死亡災害比較	: (e)/(d)≒2 倍

<英独との比較(建設業就業者 10 万人当りの死亡者数 2005 年)>

: 日本 8.8 人 : ドイツ 4.2 人 : イギリス 2.7 人 = 日本はドイツの 2 倍、イギリスの 3 倍

建設現場で働く足場関連事業者及び職人の皆様へ

このたび、建設職人の「安全」確保を第一に、建設職人の「地位」と「名誉」と「所得」を保障することを目的として、「建設現場における墜落災害撲滅・安全足場設置推進議員連盟」を設立いたしました。

今もって年間墜落事故一万件、そのうち二百人を超える建設職人が死亡しています。

墜落事故の背景には官民格差があります。国の公共工事では、墜落事故防止の決め手である「手すり先行工法」による二段手すりと幅木の設置」と「十分な知識・経験を有する第三者によるチェックリストに基づく足場の安全点検」が義務化され、遵守されているおかげで墜落事故は皆無に近いのに対し、民間工事では義務化されておらず、墜落事故は野放しの状況にあります。

それは、労災適用等の救済の外に置かれている一人親方問題を含め、十一度下請けまである建設事業の構造などが原因と考えられます。

私たち議員連盟は、建設職人社会に光を当てる諸施策を実施し、明るい未来のある開かれた建設産業にすることを目指してまいります。

つきましては、我々の目的に沿った政治団体である「建設職人社会ルネッサンス連盟」と共に現場のなまの声を、お聞きしながら、目的実現のため頑張る決意です。

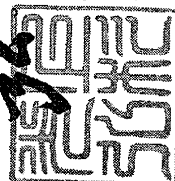
皆さんのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成二十五年六月吉日

自由民主党

建設現場における墜落災害撲滅・安全足場設置推進議員連盟

会長 上杉 光弘



全国仮設安全事業協同組合の安全活動実績

仮設安全監理者の資格取得者数

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
取得者	938	296	290	119	100	273	402	853	745	888	728	563	1,021	7,216
組合員	938	296	290	119	100	125	121	108	111	78	63	32	75	2,456
組合員外						148	281	745	634	810	665	531	946	4,760

(単位:人)

仮設安全監理者(第三者)による検査の実施状況

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
現場数(件)	3,298	8,409	8,667	8,159	8,600	8,238	8,775	8,478	7,876	5,251	5,242	5,247	86,240
改善依頼率(%)	23.4%	21.5%	16.9%	13.8%	15.1%	14.0%	16.1%	19.7%	16.4%	9.5%	9.3%	10.7%	15.7%
死亡事故件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

発注者等の依頼による足場の安全に関する研修会実施状況

区分	15年度～20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
国(労働局・地方整備局等)	193	11,716	35	2,423	22	804	24	1,642	31	2,308	305	18,893
地方自治体	103	8,129	32	3,260	34	2,965	20	1,927	44	4,108	233	20,389
防災団体・公団公社等	91	10,004	20	1,555	14	592	36	1,563	8	482	169	14,196
建設業者等	29	1,867	31	2,112	16	858	15	1,176	23	1,278	114	7,291
合計	416	31,716	118	9,350	86	5,219	95	6,308	106	8,176	821	60,769

3 安全経費について

「安全経費」として単独での積算は行われておらず、「直接工事費」（積み上げ）や「共通仮設費」（積み上げ及び直接工事費に対する率）の中に包含される形となっている。以下に工事費の費目構成と安全経費の具体的な内容と取扱いを示す。

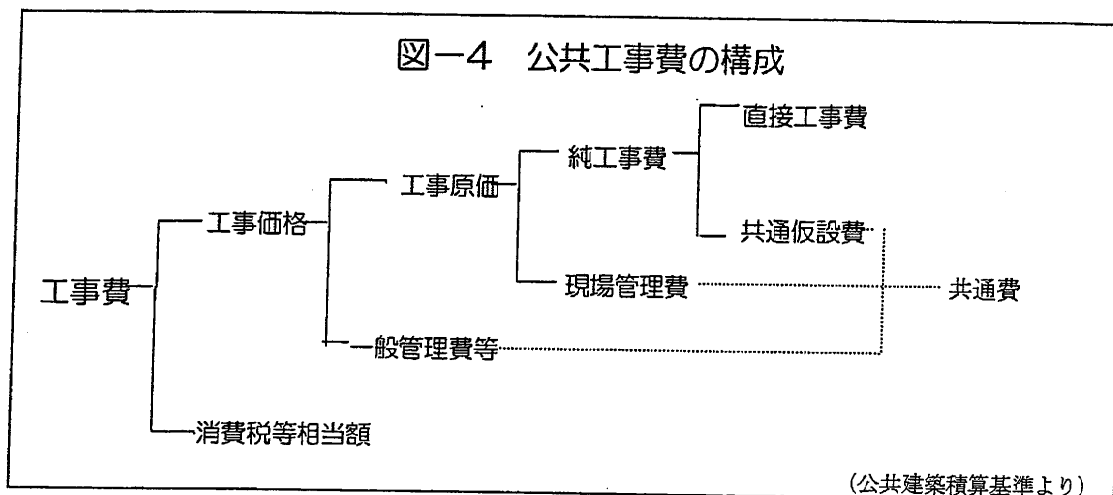


表-2 公共工事積算基準における「安全衛生管理に必要な費用」の区分と仕様

費用区分		主 な 内 容	費用の計上方法
直接工事費		・ 構造物施工のための足場・支保工、土留・締切りなどの直接仮設の設備、撤去の費用及び損料 - 外部足場：本足場、抱足場、一本足場など - 内部足場：棚足場、脚立足場、移動足場 ・ 工事関係者及び第三者の災害を防止するために設置する設備（災害防止又は安全設備という）。 - 外部落下物防止（朝顔）、防災シート、安全ネット、金網養生、安全手摺りなど ・ トンネル工事における集塵機の運転費用 ・ その他	積み上げ計上
共通仮設費	安全費	・ 工事地域内全般の安全管理上の監視、連絡などに要する経費 ・ 標識など安全施設類の設置、撤去に要する費用	直接工事費に対する率計上及び積み上げを併用（共通仮設費に含む）
	仮設費	・ トンネル工事の照明設備の設置、撤去に要する費用 ・ 電話等、工事用連絡設備の設置、撤去に要する費用 ・ 転落防止柵などの防護施設の設置、撤去に要する費用及び損料	積み上げ計上（共通仮設費に含む）
現場管理費		・ 作業の安全・衛生に要する費用及び研修訓練などに要する費用 ・ 現場従業員及び作業員に関する労災保険・健康保険の事業者負担額	純工事費に対する率計上（現場管理費に含む）

（表-2 はアンケート調査結果をもとに作成）

1 建設業における墜落の高さ別労働災害発生状況（割合）

（単位：％）

高さ	東京労働局 (死亡・5年間)	島根労働局 (死傷・10年間)	長崎労働局 (死傷・平成24年)	沖縄労働局 (死亡・10年間)
0～2m 未満	9	40	51	15
2～5m 未満	28	50	40	54
5～10m 未満	36	8	9	
10m～	26	2		31

出典：各労働局ホームページより

2 公共工事における墜落の高さ別事故発生状況（平成22年度）

（単位：％）

高さ	事故の割合
0～2m	46
2～5m	31
5～10m	15
10m～	8

出典：国土交通省「建設工事事故データベースシステム」

資料1

平成 23 年(1 月～12 月)建設業の事業場規模別労働災害発生状況

全国計

業種 \ 規模	2 人 以下	10 人 以下	30 人 以下	50 人 以下	100 人 以下	300 人 以下	計
建設業小計	10, 504 (290)	4, 560 (148)	1, 144 (44)	511 (18)	218 (10)	46 (0)	16, 983 (510)

()内は死亡者数で内数

事業場規模: 当該死傷者を直接雇用している事業場(企業)の規模

30 人未満(10,504 + 4,560) ÷ 16,983 = 88.7% ÷ 90%

出典: 厚生労働省「平成 23 年労働者死傷病報告」より

資料2

建設業における足場からの墜落・転落災害の発生状況

(単位: 人)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
708 (27)	647 (35)	783 (28)

()内は死亡者数で内数

出典: 厚生労働省「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書」より

「安衛則適用の場合」と「手すり先行工法適用の場合」における 災害発生率の比較

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
安衛則適用	①適用の割合	69.0%	69.0%	66.0%
	②災害の割合	(397 人) 98.3%	(370 人) 97.9%	(418 人) 99.1%
	A: (②÷①)	1.425	1.419	1.502
手 す り 先行工法 適 用	①適用の割合	31.0%	31.0%	34.0%
	②災害の割合	(7 人) 1.7%	(8 人) 2.1%	(4 人) 0.9%
	B: (②÷①)	0.055	0.068	0.026
(A÷Bにより算定) 手すり先行工法を適用した場合の 災害の減少割合: C		26 分の1	21 分の1	58 分の1
すべての現場で手すり先行工法を 適用した場合の災害者数(D)とそ の割合		404 人→22 人 (18 分の 1)	378 人→26 人 (15 分の 1)	422 人→11 人 (38 分の 1)

D の算式は次のとおり。

$$D = (\text{当該年度の全災害者数} - \text{当該年度の手すり先行工法適用現場の災害者数}) \times C + (\text{当該年度の手すり先行工法適用現場の災害者数})$$

※ 厚生労働省「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書」のデータより作成

資料4

組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害発生状況

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
死傷者数	90	100	118
墜落防止措置をまったく実施していなかったもの	73 (81.1%)	75 (75.0%)	92 (78.0%)

出典:厚生労働省「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書」より

資料5

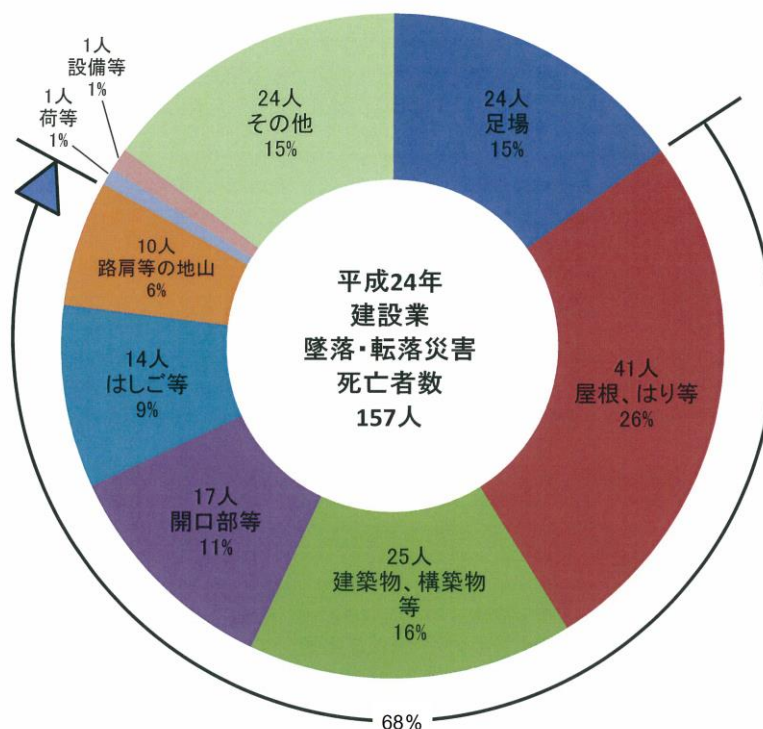
「組立・変更後点検」と「第三者点検」の実施状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
組立・変更後点検 実施率	90%	82%	86%
第三者点検 実施率	1.6%	1.1%	0.6%

出典:厚生労働省「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書」より

資料6

平成 24 年の建設業における墜落・転落死亡災害発生状況(起因物別)



出典:平成24年 厚生労働省調査より